資料２－７

２０１１年日本政府年次報告

「国際労働基準の実施を促進するための三者協議に関する条約（第１４４号）」

（２００９年６月１日～２０１１年５月３１日）

１．Ⅰについて
　前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

２．Ⅱについて

〔第１条〕
　前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

〔第２条〕
　前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

〔第３条〕
　前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

〔第４条〕
　前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

〔第５条〕
　各事項について、以下のとおり追加する。

（ａ）について
　第９９回及び第１００回国際労働総会（ＩＬＯ総会）の議題「家事労働者のディーセント・ワーク(Decent work for domestic workers)」に関する質問書に対する政府の回答の作成については、ＩＬＯ懇談会の場での協議が時期的に難しかったことから、書面により協議を行った。それぞれの書面協議の結果、労使代表双方より意見が提出された。(別添１～６参照)。

（ｂ）について
　第９９回ＩＬＯ総会で採択された２０１０年の第２００号勧告に係る権限ある機関への提出については、ＩＬＯ懇談会の場での協議が時期的に難しかったことから、書面により協議を行った。労働者代表から意見が提出され、使用者代表からは意見は提出されなかった（別添７参照)。

（ｃ）について
　２００９年８月６日に開催したＩＬＯ海事協議会の場において、漁業労働条約について協議を行った。
　２０１０年８月５日に開催したＩＬＯ海事協議会の場において、海上労働条約について協議を行った。

２０１０年４月２７日に開催したＩＬＯ懇談会の場において、労使代表の合意を得た上で、ＩＬＯ第１５３号、第１８３号条約の２条約について協議を行った。
２０１１年４月２７日に開催したＩＬＯ懇談会の場において、労使代表の合意を得た上で、ＩＬＯ第１４８号、第１４９号条約の２条約について協議を行った。

（ｄ）について
（１）２００９年報告書について
ＩＬＯ第２７号、第８７号、第８８号、第９８号、第１００号、第１２２号、第１４４号条約及びジェネラル・オブザベーションに関する２００９年の報告書の作成については、２００９年１０月２日開催のＩＬＯ懇談会前に労使団体に送付してその意見を聞くとともに、懇談会の場において協議を行った。
ＩＬＯ第８号、第９号、第１６号、第２２号、第６９号、第７３号、第１００号、第１３４号、第１４４号及び第１４７号条約に関する２００９年の報告書の作成については、２００９年８月６日開催のＩＬＯ海事協議会前に労使団体に送付してその意見を聞くとともに、海事協議会の場において協議を行った。

（２）２０１０年報告書について
ＩＬＯ第２９号、第４５号、第８１号、第８８号、第１１５号、第１１９号、第１２０号、第１３８号、第１３９号、第１５９号、第１６２号、第１８１号、第１８２号、第１８７号条約及びジェネラル・オブザベーションに関する２０１０年の報告書の作成については、２０１０年９月７日開催のＩＬＯ懇談会前に労使団体に送付してその意見を聞くとともに、懇談会の場において協議を行った。
ＩＬＯ第１１５号、第１１９号、第１３８号、第１６２号、第１８１号、第１８２号及び第１８７号条約に関する２０１０年の報告書の作成については、２０１０年８月５日開催のＩＬＯ海事協議会前に労使団体に送付してその意見を聞くとともに、海事協議会の場において協議を行った。

（ｅ）について
協議すべき事項は無かった。

〔第６条〕
今次報告期間に開催されたＩＬＯ懇談会及びＩＬＯ海事協議会の議事要旨については、別添８～１３を参照されたい。

３．Ⅲについて
前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

４．Ⅳについて
該当無し

５．Ⅴについて
前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

６．Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

別添１

第 99 回国際労働総会（2010 年）

報告書 IV（1）

家事労働者のためのディーセント・ワーク（日本政府回答）

第 4 議題

質問票

2008 年 3 月に開かれた第 301 回理事会は、勧告によって補完される条約の採択につながる 2 回討議を目的として、家事労働者のためのディーセント・ワークを第 99 回ＩＬＯ総会（2010 年）の議題とすることを決定した。

質問票の目的は、最も代表的な労使団体と協議の上、提案される文書の対象範囲と内容に関する加盟国の見解を求めることである。受理した回答によって事務局は総会のための報告書を準備することができる。

Ⅰ．国際文書の形式

1.　ＩＬＯ総会は「家事労働者のためのディーセント・ワークに関する文書」を採択すべきと思いますか。

コメント：家事労働者についてもディーセント・ワークが確保されることが重要である。したがって、その労働形態の特殊性及び各国の状況が様々であることに十分留意し、各国の事情に合わせた取組が行われるよう柔軟な規定とすることが前提であれば、新たな文書を採択することも考えられる。

2.　もしそうであるならば、その文書は以下どの形を取るべきと思いますか。

(a)　条約

(b)　勧告

(c)　勧告によって補完される条約、又は

(d)　拘束力のある条項と拘束力のない条項から成る条約

コメント：（ｂ）

１．が満たされる場合、まずは各国に家事労働者への保護拡大の努力を促すという観点から、勧告を策定することが妥当である。そのため、以下の質問のうち文書の形式が条約であることを前提とした９～３４については回答を行わないこととした。

Ⅱ．前文

3.　その文書の前文では、国際労働条約及び勧告が、別段の定めがない限り家事労働者を含めた全ての労働者に適用されることを想起すべきでしょうか。

コメント：はい。ただし、家事労働者については、その労働形態の特殊性及び各国多様な状況を踏まえ、通常の労働者と異なる取扱いが認められるべきである。

4.　その文書の前文では、家事労働者が十分に権利を享受できるよう、一般基準

を家事労働者に特有の基準で補完することが望まれる特別な事情について言及すべきでしょうか。

コメント：

5.　前文において、他に考慮すべきことはありますか。 明記してください。

コメント：

Ⅲ．定義

6.　その文書の目的のために、

（a）「家事労働」とは、家庭の中や家庭のために行われる仕事を意味すべきでしょうか、また家事、育児そしてその他の身の回りの世話を含むべきでしょうか。

コメント：　はい。どの範囲の労働までを家事労働とするかについて、十分議論し、明確にすることが必要である。

（b）「家事労働者」とは、報酬のためにフルタイム勤務であれパートタイム勤務であれ、家事労働を請け負うあらゆる人を意味すべきでしょうか。

コメント：　いいえ。“any person who undertakes domestic work”という現在の定義には、家事労働を提供する企業に雇用される者と個人家庭と直接雇用契約を結び家事労働に従事する者の双方が含まれている。しかし、国際労働基準を含む各種の労働関連規定で既に保護されている前者と、労働関連規定の適用から外れることが多い後者では、その実態も、求められる対応も異なる。そのため、新たな文書の対象となる家事労働者については、当該文書を採択する趣旨を十分考慮した上で絞り、いずれかに焦点を当てた文書とすべきである。

（c）「待機」とは、家事労働者が自分のために時間を自由に使えない期間を意味すべきでしょうか。

コメント：

（d）「使用者」には、仲介者も含まれるべきでしょうか。

コメント：いいえ。家事労働者を保護する基本的な責任は、当該家事労働者に対して指揮命令を常態として行う者に負わせるべきである。

（e）他の言葉を文書で定義すべきでしょうか。もしそうであれば、詳細に記述願いま

す。

コメント：

Ⅳ．範囲

7.　その文書は全ての家事労働者に適用すべきですか。

コメント：６．（ｂ）を参照。

8.　その文書は一部の家事労働者が適用を除外され得ることを規定するべきでしょうか、もしそうであればどのような状況下においてでしょうか。明記してください。

コメント：はい。６．（ｂ）で回答したように家事労働者の範囲を絞ったとしても、例えば、個人家庭と直接雇用契約を結び家事労働に従事する者の中には、家事一般に従事する者、育児（子供への教育を含む）に従事する者、介護（看護を含む）に従事する者等、その業務によって、就業の実態や保護の必要性は大きく異なる。特に、就業実態については、業務の内容によって、就業の場所が使用者の自宅以外となるものもある。こうした多様な実態にある家事労働者を一括りにして一律に規定することは必ずしも適切ではないことから、一部の家事労働者については、当該文書の一部を適用除外とすることができる項目を置くべきである。

Ｖ．条約の内容

Ａ．基本的原則と権利

9.　条約では､家事労働者が以下の労働における基本的原則及び権利を享受するための措置を各加盟国がとるべきと規定すべきでしょうか｡

(a)　結社の自由と団体交渉権の効果的な承認

コメント：

(b)　あらゆる形態の強制労働の撤廃

コメント：

(c)　児童労働の効果的な廃止、そして

コメント：

（d）　雇用・職業の差別待遇の撤廃

コメント：

10.　条約では､家事労働を行うことが出来る最低年齢を規定すべきでしょうか。明記してください。

コメント：

11.　条約では、移民家事労働者を雇用することができる最低年齢を１８歳とすべきでしょうか。

コメント：

Ｂ．職場及び生活環境と社会保障

12.　条約では、すべての賃金労働者のように、家事労働者について以下の事項が確保されるための措置を各加盟国がとるべきと規定すべきでしょうか。

（a）　公正な雇用条件及び適当(decent)な労働環境、そして可能な場合には生活環境の適切な条件

コメント：

（b）　安全性の高い職場、そして

コメント：

（c）　母性保護を含む社会保障

コメント：

13.　条約では、使用者が家事労働者に対して雇用条件を知らせるべきと規定すべきでしょうか。特に、

（a）　使用者の名前と住所

コメント：

（b）　行うべき仕事の種類

コメント：

（c）　報酬率、計算方法そして支払間隔

コメント：

（d）　通常の労働時間

コメント：

(e)　契約期間

コメント：

(f)　もしあるならば、食事及び住居の提供

コメント：

(g)　該当する場合、試用期間、そして

コメント：

(h)　該当する場合、本国帰還の条件

コメント：

14.　条約では、肉体的、言葉による、性的そして精神的虐待や嫌がらせを含む、あらゆる形態の虐待及び嫌がらせに対して、家事労働者が保護されるように各加盟国が措置を講じるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

15.　条約では、各加盟国は、最低賃金保障範囲が存在する場合には、家事労働者が享受できるようにすべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

16.　条約では、全ての家事労働者に対して最低月に１回は報酬を支払うべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

17.　条約では、報酬の一部が現物支給で支払われることを認めるべきでしょうか。もしそうであるならば、状況や制限について、特に家事労働者がそのような現物支給を断ることができるのかに着目して明記してください。

コメント：

18.　条約では、各加盟国は、家事労働者が国内法令によって、使用者の家に住むことを要求されないようにすべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

19. 条約では、住居及び食事が使用者から提供される場合には、住居が安全で適切であること、労働者のプライバシーを尊重すること、そして、食事は良質で十分な量があることを規定すべきでしょうか。

コメント：

20. 条約では、各加盟国は、家事労働者が国内法令によって規定された通常の労働時間、時間外手当、毎日そして一週ごとの休息、年次有給休暇を有し、他の賃金労働者への適用条件より不利とならないようにすべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

21. 条約では、各加盟国は、家事労働者が日単位そして週単位の休憩時間中、家庭にとどまる義務を課されないようにすべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

22. 条約では、待機の時間は、国内法令、労働協約もしくは国内慣行と一致した他の措置で定めた範囲まで、労働時間とみなすべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

23. 条約では、家事労働者が、７日間毎に少なくとも連続した２４時間の休息を享受するように、各加盟国が措置を講じるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

24. 条約では、労働安全衛生に関して、家事労働者と他の賃金労働者の間で待遇が等しくなるように、各加盟国は措置を講じるべきと規定すべきでしょうか。条約では、そのような措置が順次適用されることを規定すべきでしょうか。詳細に説明してください。

コメント：

25. 条約では、母性保護を含む社会保障制度が家事労働者に対して適用されるよう、各加盟国は措置を講じるべきと規定すべきでしょうか。条約では、いくつかの措置が順次提供されることを規定すべきでしょうか。詳細に説明してください。

コメント：

C. 職業仲介事業所

26. 条約では、職業仲介事業所によって採用された家事労働者、特に移民家事労働者が虐待の慣習から効果的に保護されるように、各加盟国は措置を講じるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

D. 移民家事労働者

27. 条約では、移民家事労働者が、国境を越える前に合意する必要がある最低限の雇用条件を含んだ契約書を受けとるよう、国内法令において定めるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

28. 条約では、移民家事労働者には、雇用契約の終了時に無料で本国へ帰還する権利があるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

29. 条約では、使用者が家事労働者の渡航に係る書類及び身分証明書を保持することを各加盟国は禁じるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

30. 条約では、移民家事労働者が、国民と同等の恩恵を享受するよう、各加盟国はお互いに協力すべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

E. 実施及び施行措置

31. 条約では、各加盟国は、家事労働者が公正で効果的な紛争解決手続を容易に利用できるようにすべきと規定すべきでしょうか。明記してください。

コメント：

32. 条約では、プライバシーに考慮した上で、家事労働者に適用される国内法令が遵守されていることを確保するため、労働監督のような措置が採られるよう、各加盟国は確保すべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

33.　条約では、その条項が、法令、労働協約又は国内慣行と一致した他の措置により適用されるべきこと、また、既存の措置を家事労働者にまで広げること、可能な場合には既存の措置を修正すること及び家事労働者のための特別な措置を策定することにより適用されるべきことを規定すべきでしょうか。

コメント：

34.　条約では、その条項を実施する際、各加盟国は関係している労使団体と協議すべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

Ⅵ.　勧告の内容

Ａ．基本的原則と権利

コメント：

３５～６０の内容については、各国がそれぞれの家事労働者の実態を十分考慮し、それぞれの事情に合わせた取組を行うよう努めるべきものである。そのため、勧告は、個々に細かな措置内容を規定するのではなく、家事労働者のディーセント・ワーク達成に向けた基本的な保護策や政府、使用者及び労働者の国内関係者のそれぞれの役割等を定めた、各国の取組を促進するための枠組みを示すものとすべきである。

35.　勧告では、使用者と家事労働者の代表的団体が、団体交渉を含む能力の構築を促進するために、所轄官庁は措置を講じるべき又は支援すべきと規定するべきでしょうか。

コメント：

36.　勧告では、各国が労働環境及び生活環境を規制する場合、一定の種類の家事労働を請け負うことへの制限や労働時間の観点も含め、若年家事労働者のニーズに特別に配慮すべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

Ｂ．労働環境及び生活環境並びに社会保障

37.　勧告では、雇用条件を書面で定めるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

38.　勧告では、雇用条件には以下の追加項目が含まれるべきと規定すべきでしょうか。

(a)　雇用の開始日 ☐

(b)　職務の詳細なリスト ☐

(c)　年次休暇 ☐

(d)　毎日及び一週ごとの休息 ☐

(e)　病気休暇と他の個人的休暇 ☐

(f)　時間外労働の賃金率 ☐

(g)　他の現金による支払いであって家事労働者が権利を有しているもの ☐

(h)　現物手当およびその金銭価値 ☐

(i)　提供される住居の詳細 ☐

(j)　適切な控除 ☐

(k)　終了のために必要とされる通知期間 ☐

コメント：

39.　勧告では、例えば各加盟国が関係ある労使団体と協議のうえ作成されるモデルの契約書について規定すべきでしょうか。

コメント：

40.　勧告では、労働に関連して行われる医療検査については家事労働者のプライバシーに対する権利を尊重すべきであり、また例えば妊娠や HIV への感染状況などに基づいて、差別が行われるべきでないことを規定すべきでしょうか。

コメント：

41.　勧告では、家事労働者に対して、各支払い時に明瞭な報酬明細書を与えるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

42.　勧告では、使用者の破産もしくは死亡の場合を含めて、賃金の保護に関する国内法令が、家事労働者に適用されるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

43.　勧告では、国内事情に合わせ、使用者によって住居が提供される場合には、以下を規定すべきでしょうか。

(a)　独立し、錠が備わっている個室であり、鍵は家事労働者に提供されること。そして部屋には適切に家具が備え付けられており、十分換気がおこなわれること

コメント：

(b)　適切な衛生設備を共用もしくは専用に利用できること、そして、

コメント：

(c)　十分な照明が行われること。そして必要に応じて、家屋内の一般的状態に合わせて冷暖房が行われること

コメント：

44.　勧告では、使用者によって提供される住居に関して、家事労働者の報酬から控除されるべきでないと規定すべきでしょうか。

コメント：

45.　勧告では、労働時間及び時間外労働が使用者によって正確に計算及び記録され、この情報を家事労働者に伝えるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

46.　勧告では、家事労働者には、勤務時間の間に他の賃金労働者と同時間の食事休憩が与えられるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

47.　勧告では、待機労働に関して、国内法令又は労働協約によって以下を規制すべきと規定すべきでしょうか。

（a） 待機時間は国内法令又は労働協約において定められているとおり、夜間のみに適用すべきである

コメント：

（b） 使用者が家事労働者に待機を求める、週、月又は年毎の最大時間数

コメント：

（c） 通常の休息が待機によって妨げられた場合の振替の休息の時間・期間

コメント：

（d） 待機時間が通常の賃金率又は時間外労働の賃金率に従い報いられる程度

コメント：

48.　勧告では、通常業務が夜間に行われる家事労働者は、他の夜勤賃金労働者と同等に取り扱われるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

49.　勧告では、家庭の継続した要求によって、家事労働者の毎日そして毎週の休息が奪われるべきではないと、国内法令又は労働協約において定めるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

50.　勧告では、逸脱した場合の振替休憩や追加手当だけでなく、休息のために週の固定日を設けることを各加盟国は十分に考慮すべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

51.　勧告では、家事労働者は年次休暇の間家庭にとどまることを求められないこと、休暇中家族に同行した時間は年次休暇と見なされないこと規定すべきでしょうか。

コメント：

52.　勧告では、雇用終了の場合には、使用者提供の住居に住んでいる家事労働者に対して以下を与えることを規定すべきでしょうか。

（a） 延長された通知期間。その間家事労働者は使用者の家に住み続けることができる。

コメント：

(b)　家事労働者が新しい雇用を探すための、通知期間中の適切な有給休暇
コメント：

53.　勧告では、各加盟国に対して以下を規定すべきでしょうか。

(a)　家事労働に特有の職業上の危険を明らかにし、軽減、防止すること
コメント：

(b)　家事労働に関連した労働安全衛生に関する統計を収集し公表するための手法を確立すること
コメント：

(c)　労働安全衛生(occupational safety, health and hygiene)並びに人間工学及び保護具に関して助言すること。そして、
コメント：

(d)　労働安全衛生の必要事項に関する訓練プログラムを開発し及びガイドラインを普及すること
コメント：

54.　勧告では、簡略化された支払システムのように使用者による社会保障負担の支払いを容易にする措置を、各加盟国は検討すべきと規定すべきでしょうか。
コメント：

C．職業開発

55.　勧告では、家事労働者に対して、彼らのキャリア及び雇用機会を高めるためだけでなく、必要に応じて読み書き訓練を含む彼らの能力及び資格を継続して開発させるための政策及びプログラムを、各加盟国は関係する労使団体と協議の上、策定すべきと規定すべきでしょうか。
コメント：

D．移民家事労働者

56.　勧告では、家事労働者の本国帰還に関して以下の規制を規定すべきでしょうか。

（a） 本国帰還費用に関して責任を有する者による金銭保証を確実にすること
コメント：

（b） 本国帰還費用を補うための移民家事労働者による支払いを禁止すること
コメント：

（c） 本国帰還の権利を行使するための時間枠及び条件を明らかにすること
コメント：

57. 勧告では、各加盟国は、移民家事労働者の権利を効果的に保護するために以下のような追加措置を検討すべきと規定すべきでしょうか。

（a） 安全な緊急時の住宅ネットワークの開発
コメント：

（b） 移民家事労働者が雇用される予定の家庭の訪問
コメント：

58. 勧告では、（家事労働者を）送り出している各加盟国は、移民家事労働者の権利を効果的に保護するために支援をすべきと規定すべきでしょうか。これには、出国前に移民家事労働者に対して彼らの権利を通知すること、法的援助基金、社会事業及び専門領事職を設置すること並びに他の追加措置が含まれます。

コメント：

D. 他の国内政策との関係

59. 勧告では、各加盟国は、以下の国内政策の策定が奨励されるべきと規定すべきでしょうか。

（a） 育児その他の身の辺りの世話を受けるための利用しやすく総合的な措置の促進
コメント：

（b） 家族のためのワークライフ・バランスのための促進、または
コメント：

（c） 家事労働者の教育と技能に見合った職業分類における家事労働者の雇用の促進
コメント：

F. 国際協力

60. 勧告では、特に二国間、地域、国際レベルでの協力を通じ、家事労働者の保護を改善し続けることを、各加盟国が奨励されるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：

Ⅶ. 特別な問題

61. 国内の法または慣行に、この質問票で検討されている提案文書の実際の適用において困難を生じる可能性が高い独特の特色がありますか。

コメント：はい。家事労働者の使用者は、労務の提供先である家庭の家族であることが多い。この場合、他の事業での労働と同様の権利ー義務関係を適用し、様々な措置の義務づけを一般家庭に課すことは、大きな困難が生じると思われる。

また、家事労働者の業務は、一般家庭の個々の生活局面において出される多様なニーズに応えるものが多く、一般の労働者のように、明確な労働時間や休憩時間を設定したり、業務内容を明確に規定することが難しい特色があると思われる。

したがって、家事労働者については、各国が国内における家事労働者の実態を考慮の上、新たな国際文書の規定ごとにその適用を判断の上、例外的な取扱いを行うことが許されるべきである。

62. 連邦国家のみ：~~この文書が採択された場合、この主題は連邦による行動に適していますか、それともその全体または一部は連邦構成単位による行動に適していますか。~~

コメント：

63. この文書が起草される際に考慮に入れるべきであり、本質問票が網羅していない他の何らかの関連する問題がありますか。

コメント：

別添２

【第９９回ILO総会の議題「家事労働者のためのディーセント・ワーク」質問票にかかる回答：連合】

質問票

2008 年 3 月に開かれた第 301 回理事会は、勧告によって補完される条約の採択につながる 2 回討議を目的として、家事労働者のためのディーセント・ワークを第 99 回ＩＬＯ総会（2010 年）の議題とすることを決定した。

質問票の目的は、最も代表的な労使団体と協議の上、提案される文書の対象範囲と内容に関する加盟国の見解を求めることである。受理した回答によって事務局は総会のための報告書を準備することができる。

Ⅰ．国際文書の形式

1. ＩＬＯ総会は「家事労働者のためのディーセント・ワークに関する文書」を採択すべきと思いますか。

コメント：**はい。**

2. もしそうであるならば、その文書は以下どの形を取るべきと思いますか。

(a) 条約

(b) 勧告

(c) 勧告によって補完される条約、又は

(d) 拘束力のある条項と拘束力のない条項から成る条約

コメント：**（c）**

世界的には、多くの家事労働者は労働における基本的権利が阻害されている実態にある。また、基本的人権の侵害も受けやすい状況にある。家事労働は、各国においてその態様もさまざまだが、その保護のためには、強制力を持った形で国際的な基準を定め、各国政府の取り組みを進めることが必要である。

我が国においても、EPA等による看護師等の受け入れが行われているが、実質的には家事労働者の受け入れを意図した、看護師等の範囲拡大の提案もなされているところである。家事労働者に関する国際的な公正基準がなければ、国内労働者の労働条件の引き下げにつながりかねず、その観点からも条約の制定を求める。

Ⅱ．前文

3. その文書の前文では、国際労働条約及び勧告が、別段の定めがない限り家事

労働者を含めた全ての労働者に適用されることを想起すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

4. その文書の前文では、家事労働者が十分に権利を享受できるよう、一般基準を家事労働者に特有の基準で補完することが望まれる特別な事情について言及すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

5. 前文において、他に考慮すべきことはありますか。 明記してください。

コメント：**はい。家事労働者が労働法の対象になっていない国が多い現状について言及すべきである。**

Ⅲ. 定義

6. その文書の目的のために、

(a) 「家事労働」とは、家庭の中や家庭のために行われる仕事を意味すべきでしょうか、また家事、育児そしてその他の身の回りの世話を含むべきでしょうか。

コメント：**はい。**

(b) 「家事労働者」とは、報酬のためにフルタイム勤務であれパートタイム勤務であれ、家事労働を請け負うあらゆる人を意味すべきでしょうか。

コメント：**いいえ。家事労働に従事する者には、家事サービスを提供する企業に雇用されて家事労働に従事する者だけでなく、個人家庭と直接雇用契約を結び家事労働に従事する者、企業等に雇用されその役員等の家事使用人として家事労働に従事する者などがいる。実態を踏まえた上で、新たな文書の対象となる家事労働者を定義すべきである。**

(c) 「待機」とは、家事労働者が自分のために時間を自由に使えない期間を意味すべきでしょうか。

コメント：**コメントを留保する。**

(d) 「使用者」には、仲介者も含まれるべきでしょうか。

コメント：**いいえ。家事労働者を保護する基本的な責任は、使用者・雇用主に負わせるべきである。なお、「仲介者」に負わせるべき責任があれば、別途、「仲介者」について規定すべきである。**

(e) 他の言葉を文書で定義すべきでしょうか。もしそうであれば、詳細に記述願いま

す。

コメント：

Ⅳ．範囲

7.　その文書は全ての家事労働者に適用すべきですか。

コメント：**「家事労働者」の定義による。**

家事労働に従事する者には、家事サービスを提供する企業に雇用されて家事労働に従事する者だけでなく、個人家庭と直接雇用契約を結び家事労働に従事する者、企業等に雇用されその役員等の家事使用人として家事労働に従事する者などがいる。実態を踏まえた上で、新たな文書の対象となる家事労働者を定義すべきである。

8.　その文書は一部の家事労働者が適用を除外され得ることを規定するべきでしょうか、もしそうであればどのような状況下においてでしょうか。明記してください。

コメント：**「家事労働者」の定義との関係による。「家事労働者」の定義を広くすれば、たとえば、家事サービスを提供する企業等に雇用されて家事労働に従事する者は適用除外とされ得る。**

Ｖ．条約の内容

Ａ．基本的原則と権利

9.　条約では、家事労働者が以下の労働における基本的原則及び権利を享受するための措置を各加盟国がとるべきと規定すべきでしょうか。

(a)　結社の自由と団体交渉権の効果的な承認

コメント：**はい。**

(b)　あらゆる形態の強制労働の撤廃

コメント：**はい。**

(c)　児童労働の効果的な廃止、そして

コメント：**はい。**

(d)　雇用・職業の差別待遇の撤廃

コメント：**はい。**

10.　条約では､家事労働を行うことが出来る最低年齢を規定すべきでしょうか｡明記してください。

コメント：**はい｡最低年齢については､138号条約および182号条約に沿った内容で規定すべきである。**

11.　条約では、移民家事労働者を雇用することができる最低年齢を１８歳とすべきでしょうか。

コメント：　**はい。**

Ｂ．職場及び生活環境と社会保障

12.　条約では、すべての賃金労働者のように、家事労働者について以下の事項が確保されるための措置を各加盟国がとるべきと規定すべきでしょうか。

(a)　公正な雇用条件及び適当(decent)な労働環境、そして可能な場合には生活環境の適切な条件

コメント：**はい｡これらの条件は勧告の中でさらに詳細に示されるべきである。**

(b)　安全性の高い職場、そして

コメント：**はい。**

(c)　母性保護を含む社会保障

コメント：**はい。**

13.　条約では、使用者が家事労働者に対して雇用条件を知らせるべきと規定すべきでしょうか。特に、

(a)　使用者の名前と住所

コメント：**はい｡なお､13.(a)～(h)については､仲介業者に対しても義務付けるべきである。**

(b)　行うべき仕事の種類

コメント：**はい。**

(c)　報酬率、計算方法そして支払間隔

コメント：**はい。**

(d)　通常の労働時間

コメント：**はい。**

(e)　契約期間

コメント：**はい。**

(f)　もしあるならば、食事及び住居の提供

コメント：　**はい。**

(g)　該当する場合、試用期間、そして

コメント：**はい。とくに、住み込みの家事労働者に関して、「雇用終了の条件」にも注意が払われるべきである。この問題は勧告（質問52）で扱われているが、基本原則は条約に明記すべきである。**

(h)　該当する場合、本国帰還の条件

コメント：**はい。**

14.　条約では、肉体的、言葉による、性的そして精神的虐待や嫌がらせを含む、あらゆる形態の虐待及び嫌がらせに対して、家事労働者が保護されるように各加盟国が措置を講じるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。ハラスメントの防止とともにハラスメント被害に対して損害賠償請求を行えるようにすべきである。**

15.　条約では、各加盟国は、最低賃金保障範囲が存在する場合には、家事労働者が享受できるようにすべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

16.　条約では、全ての家事労働者に対して最低月に１回は報酬を支払うべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

17.　条約では、報酬の一部が現物支給で支払われることを認めるべきでしょうか。もしそうであるならば、状況や制限について、特に家事労働者がそのような現物支給を断ることができるのかに着目して明記してください。

コメント：**いいえ。現物による賃金の支払いは厳しく制限され、規制されるべきである。**

18.　条約では、各加盟国は、家事労働者が国内法令によって、使用者の家に住むことを要求されないようにすべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**使用者の家に住むことを強制されないようにすべきである。**

19.　条約では、住居及び食事が使用者から提供される場合には、住居が安全で適切であること、労働者のプライバシーを尊重すること、そして、食事は良質で十分な量があることを規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

20.　条約では、各加盟国は、家事労働者が国内法令によって規定された通常の労働時間、時間外手当、毎日そして一週ごとの休息、年次有給休暇を有し、他の賃金労働者への適用条件より不利とならないようにすべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**基本的には、通常の労働者に適用される労働基準が適用されるべきである。**

21.　条約では、各加盟国は、家事労働者が日単位そして週単位の休憩時間中、家庭にとどまる義務を課されないようにすべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

22.　条約では、待機の時間は、国内法令、労働協約もしくは国内慣行と一致した他の措置で定めた範囲まで、労働時間とみなすべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**労働時間、待機時間についてのコメントは留保する。家事労働者をどのように定義するのかによる。**

23.　条約では、家事労働者が、７日間毎に少なくとも連続した２４時間の休息を享受するように、各加盟国が措置を講じるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

24.　条約では、労働安全衛生に関して、家事労働者と他の賃金労働者の間で待遇が等しくなるように、各加盟国は措置を講じるべきと規定すべきでしょうか。条約では、そのような措置が順次適用されることを規定すべきでしょうか。詳細に説明してください。

コメント：**家事労働者の健康と安全の保護、家事労働者の健康と安全を保護する使用者の責任等について規定すべきである。**

25.　条約では、母性保護を含む社会保障制度が家事労働者に対して適用されるよう、各加盟国は措置を講じるべきと規定すべきでしょうか。条約では、いくつかの措置が順次提供されることを規定すべきでしょうか。詳細に説明してください。

コメント：**はい。公的年金、医療保険制度、労働災害等に対する補償等は、家事労働者にとって特に重要である。**

C. 職業仲介事業所

26.　条約では、職業仲介事業所によって採用された家事労働者、特に移民家事労働者が虐待の慣習から効果的に保護されるように、各加盟国は措置を講じるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

D. 移民家事労働者

27.　条約では、移民家事労働者が、国境を越える前に合意する必要がある最低限の雇用条件を含んだ契約書を受けとるよう、国内法令において定めるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

28.　条約では、移民家事労働者には、雇用契約の終了時に無料で本国へ帰還する権利があるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

29.　条約では、使用者が家事労働者の渡航に係る書類及び身分証明書を保持することを各加盟国は禁じるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

30.　条約では、移民家事労働者が、国民と同等の恩恵を享受するよう、各加盟国はお互いに協力すべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

E. 実施及び施行措置

31.　条約では、各加盟国は、家事労働者が公正で効果的な紛争解決手続を容易に利用できるようにすべきと規定すべきでしょうか。明記してください。

コメント：**はい。とくに、使用者による虐待およびハラスメントについては、制裁を規定すべきである。**

32.　条約では、プライバシーに考慮した上で、家事労働者に適用される国内法令が遵守されていることを確保するため、労働監督のような措置が採られるよう、各加盟国は確保すべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**コメントを留保する。国内法令の個別の規定について、行政による監督が適当か否か、家事労働者の労働実態を踏まえて精査する必要がある。**

33.　条約では、その条項が、法令、労働協約又は国内慣行と一致した他の措置により適用されるべきこと、また、既存の措置を家事労働者にまで広げること、可能な場合には既存の措置を修正すること及び家事労働者のための特別な措置を策定することにより適用されるべきことを規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

34.　条約では、その条項を実施する際、各加盟国は関係している労使団体と協議すべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

Ⅵ.　勧告の内容

A．基本的原則と権利

35.　勧告では、使用者と家事労働者の代表的団体が、団体交渉を含む能力の構築を促進するために、所轄官庁は措置を講じるべき又は支援すべきと規定するべきでしょうか。

コメント：**コメントを留保する。**

36.　勧告では、各国が労働環境及び生活環境を規制する場合、一定の種類の家事労働を請け負うことへの制限や労働時間の観点も含め、若年家事労働者のニーズに特別に配慮すべきと規定すべきでしょうか。

コメント：　**はい。**

B．労働環境及び生活環境並びに社会保障

37.　勧告では、雇用条件を書面で定めるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

38.　勧告では、雇用条件には以下の追加項目が含まれるべきと規定すべきでし

ょうか。

（a） 雇用の開始日 ☐

（b） 職務の詳細なリスト ☐

（c） 年次休暇 ☐

（d） 毎日及び一週ごとの休息 ☐

（e） 病気休暇と他の個人的休暇 ☐

（f） 時間外労働の賃金率 ☐

（g） 他の現金による支払いであって家事労働者が権利を有しているもの ☐

（h） 現物手当およびその金銭価値 ☐

（i） 提供される住居の詳細 ☐

（j） 適切な控除 ☐

（k） 終了のために必要とされる通知期間 ☐

コメント：**はい。**

39. 勧告では、例えば各加盟国が関係ある労使団体と協議のうえ作成されるモデルの契約書について規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

40. 勧告では、労働に関連して行われる医療検査については家事労働者のプライバシーに対する権利を尊重すべきであり、また例えば妊娠や **HIV** への感染状況などに基づいて、差別が行われるべきでないことを規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

41. 勧告では、家事労働者に対して、各支払い時に明瞭な報酬明細書を与えるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

42.　勧告では、使用者の破産もしくは死亡の場合を含めて、賃金の保護に関する国内法令が、家事労働者に適用されるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

43.　勧告では、国内事情に合わせ、使用者によって住居が提供される場合には、以下を規定すべきでしょうか。

(a)　独立し、錠が備わっている個室であり、鍵は家事労働者に提供されること。そして部屋には適切に家具が備え付けられており、十分換気がおこなわれること

コメント：**はい。**

(b)　適切な衛生設備を共用もしくは専用に利用できること、そして、

コメント：**はい。**

(c)　十分な照明が行われること。そして必要に応じて、家屋内の一般的状態に合わせて冷暖房が行われること

コメント：**はい。**

44.　勧告では、使用者によって提供される住居に関して、家事労働者の報酬から控除されるべきでないと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

45.　勧告では、労働時間及び時間外労働が使用者によって正確に計算及び記録され、この情報を家事労働者に伝えるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**コメントを留保する。**

46.　勧告では、家事労働者には、勤務時間の間に他の賃金労働者と同時間の食事休憩が与えられるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

47.　勧告では、待機労働に関して、国内法令又は労働協約によって以下を規制すべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**待機時間についてはコメントを留保する。**

(a)　待機時間は国内法令又は労働協約において定められているとおり、夜間のみに適用すべきである

コメント：

(b)　使用者が家事労働者に待機を求める、週、月又は年毎の最大時間数
コメント：

(c)　通常の休息が待機によって妨げられた場合の振替の休息の時間・期間
コメント：

(d)　待機時間が通常の賃金率又は時間外労働の賃金率に従い報いられる程度
コメント：

48.　勧告では、通常業務が夜間に行われる家事労働者は、他の夜勤賃金労働者と同等に取り扱われるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**コメントを留保する。**

49.　勧告では、家庭の継続した要求によって、家事労働者の毎日そして毎週の休息が奪われるべきではないと、国内法令又は労働協約において定めるべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

50.　勧告では、逸脱した場合の振替休憩や追加手当だけでなく、休息のために週の固定日を設けることを各加盟国は十分に考慮すべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**コメントを留保する。**

51.　勧告では、家事労働者は年次休暇の間家庭にとどまることを求められないこと、休暇中家族に同行した時間は年次休暇と見なされないこと規定すべきでしょうか。

コメント：**コメントを留保する。**

52.　勧告では、雇用終了の場合には、使用者提供の住居に住んでいる家事労働者に対して以下を与えることを規定すべきでしょうか。

(a)　延長された通知期間。その間家事労働者は使用者の家に住み続けることができる。

コメント：**はい。**

（b） 家事労働者が新しい雇用を探すための、通知期間中の適切な有給休暇

コメント：**はい。**

53. 勧告では、各加盟国に対して以下を規定すべきでしょうか。

（a） 家事労働に特有の職業上の危険を明らかにし、軽減、防止すること

コメント：**はい。**

（b） 家事労働に関連した労働安全衛生に関する統計を収集し公表するための手法を確立すること

コメント：**はい。**

（c） 労働安全衛生(occupational safety, health and hygiene)並びに人間工学及び保護具に関して助言すること。そして、

コメント：**はい。**

（d） 労働安全衛生の必要事項に関する訓練プログラムを開発し及びガイドラインを普及すること

コメント：**はい。**

54. 勧告では、簡略化された支払システムのように使用者による社会保障負担の支払いを容易にする措置を、各加盟国は検討すべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

C. 職業開発

55. 勧告では、家事労働者に対して、彼らのキャリア及び雇用機会を高めるためだけでなく、必要に応じて読み書き訓練を含む彼らの能力及び資格を継続して開発させるための政策及びプログラムを、各加盟国は関係する労使団体と協議の上、策定すべきと規定すべきでしょうか。

コメント：**はい。**

D. 移民家事労働者

56. 勧告では、家事労働者の本国帰還に関して以下の規制を規定すべきでしょうか。

（a） 本国帰還費用に関して責任を有する者による金銭保証を確実にすること

コメント：**はい。**

（b） 本国帰還費用を補うための移民家事労働者による支払いを禁止すること

コメント：**はい。**

（c） 本国帰還の権利を行使するための時間枠及び条件を明らかにすること

コメント：**はい。**

57.　勧告では、各加盟国は、移民家事労働者の権利を効果的に保護するために以下のような追加措置を検討すべきと規定すべきでしょうか。

（a） 安全な緊急時の住宅ネットワークの開発

コメント：**コメントを留保する。**

（b） 移民家事労働者が雇用される予定の家庭の訪問

コメント：**コメントを留保する。**

58.　勧告では、（家事労働者を）送り出している各加盟国は、移民家事労働者の権利を効果的に保護するために支援をすべきと規定すべきでしょうか。これには、出国前に移民家事労働者に対して彼らの権利を通知すること、法的援助基金、社会事業及び専門領事職を設置すること並びに他の追加措置が含まれます。

コメント：**はい。**

D. 他の国内政策との関係

59.　勧告では、各加盟国は、以下の国内政策の策定が奨励されるべきと規定すべきでしょうか。

（a） 育児その他の身の辺りの世話を受けるための利用しやすく総合的な措置の促進

コメント：**はい。**

（b） 家族のためのワークライフ・バランスのための促進、または

コメント：**はい。**

（c） 家事労働者の教育と技能に見合った職業分類における家事労働者の雇用の促進

コメント：**はい。**

F. 国際協力

60.　勧告では、特に二国間、地域、国際レベルでの協力を通じ、家事労働者の保護を改善し続けることを、各加盟国が奨励されるべきと規定すべきでしょう

か。

コメント：**はい。**

Ⅶ. 特別な問題

61. 国内の法または慣行に、この質問票で検討されている提案文書の実際の適用において困難を生じる可能性が高い独特の特色がありますか。

コメント：**「家事労働者」の定義、すなわち条約の対象となる家事労働者の範囲によっては、労働時間などの面ですべてを適用するのは困難になることも想定される。**

62. 連邦国家のみ：~~この文書が採択された場合、この主題は連邦による行動に適していますか、それともその全体または一部は連邦構成単位による行動に適していますか。~~

コメント：

63. この文書が起草される際に考慮に入れるべきであり、本質問票が網羅していない他の何らかの関連する問題がありますか。

コメント：**可能な範囲で労働統計に家事労働者を含めるよう、適切な措置を講ずることを盛り込むべき。**

別添３

2009 年 9 月 18 日

厚生労働省
総括審議官（国際担当）
村 木 太 郎　殿

社団法人日本経済団体連合会
国際労働委員長　立 石 信 雄

第 99 回ＩＬＯ総会第４議題
「家事労働者のためのディーセント・ワーク」
質問票に対する意見

先般頂戴しました、第 99 回ＩＬＯ総会第４議題「家事労働者のためのディーセント・ワーク」に係る質問票につき、内容を検討致しました結果、下記の通り意見を表明致します。

記

家事労働は特殊な労働形態であり、各国の状況は多様である。家事労働者に対するディーセント・ワークは確保される必要があるが、家事労働者の定義が判然としない状況では、どのような形式であれ、国際文書を作成する必要性があるのか疑問である。

一方、既に存在する「雇用関係勧告」（第 198 号）によって、家事労働者を含む労働者の保護が図られていると考えられる。

以　上

別添４

ＩＬＯ「家事労働者のためのディーセント・ワーク」に関する条約・勧告案についての日本政府意見

平成２２年１１月２４日

日本政府は、条約・勧告案本文が 2011 年 6 月に開催される第 100 回 ILO 総会での第 2 次討議の基礎として概ね適切であると考えるが、下記に述べた意見を十分考慮願いたい。また、条約・勧告案に対する意見を作成するに当たり最も代表的な労使団体（日本労働組合総連合会及び日本経済団体連合会）から意見を聴取した。労使団体から提出された意見は別添のとおりである。

１　全体的意見案

世界中で大勢の労働者が家事サービスに従事しており、日本政府としては、これらの労働者についても、等しくディーセント･ワークが達成されることは、大変重要な課題と認識している。

家事労働は、家庭内で、かつ、家庭のために行われる労働であり、その労働の性質は他の雇用労働に比べ特異である。新たな条約･勧告を検討するに際しては、こうした家事労働の性質が配慮されるべきである。

日本政府としては、新たな条約・勧告は、できるだけ多くの加盟国に対し、家事労働者への保護拡大の努力を促すものとすることが重要であると考えており、各国がそれぞれの実情に応じて取組を行えるよう、柔軟性を備えた規定とすることが適当と考える。

２　個別の条項についての意見案

（１）条約案

ア　第７条第１項

「移民家事労働者が国境を越える前に、契約が適用される家事労働を引き受けるために、第六条に規定する雇用条件を記した契約書を受領することを、地域、二国間、多国間協定、もしくは経済統合地域の運営に関する規定に基づく同等又はさらに有利な措置を侵すことなく、国内法令において規定する。」という記述については、「各加盟国は、移民家事労働者が国境を越える前に、契約が適用される家事労働を引き受けるために、第六条に規定する雇用条件を記した契約書を受領することを、地域、二国間、多国間協定、も

しくは経済統合地域の運営に関する規定に基づく同等又はさらに有利な措置を侵すことなく、適切な措置を講じる」と改めるべきである。

（理由）

例えば，我が国では外交官等に帯同する移民家事労働者という非常に限られた範囲での移民家事労働者の在留が認められているが、このように移民家事労働者の受入れが非常に少ない国々では、国内法令によって本条のとおりに契約書等を受領することを措置するまでの必要性に乏しいというのが実情であると考える。したがって、移民家事労働者に係る問題の発生状況は国によって異なっており，一律に一定の措置を義務付けることは不適切であると考える。移民家事労働者が国境を越える前に契約書等を受領することについて，各国国内法又は規則での担保を強制することは，各国における移民家事労働者の受入れ手続の柔軟性や実際の担保（確認）方法の観点からも問題なしとはできない。

イ　第１６条第２項（a）(b)

本規定を以下の通り改めることを提案する。

(a) 職業仲介事業所の登録と資格に関する基準を確立する。

(b) 関係法令の遵守を確保するために職業仲介事業所の定期的な監督を実施する。また、過去の違反事例に関する情報開示に係る基準を確立する。さらに、違反に対する有意な罰則を定める。

（理由）

原案（a）の「関連する過去の違反に関する情報の開示」についての主旨は、違反について公表することにより、職業仲介事業所が違反をするのを防ぐことにあるのではないかと考えられる。よって、当該記述を(b)に移すことも一案である。

（２）勧告案

ア　第２２パラグラフ（２）

当該規定を、以下のように修正すべきである。

加盟国は、自国の統計局の能力を強化し、家事労働者に関する包括的なデータを効率的に収集するために、自国の状況を踏まえつつ、適切な指標と測定システムを開発すべきである。

（理由）

本条約案第１条の家事労働者の定義は広く、雇用関係の下、家庭の中で働く看護士、庭師、運転手等、各国の状況によっては主流ではない者が含まれる。したがって、適切な指標と測定システムの対象とするかは、各国において、これらの者に係るデータを収集する必要性の大きさを踏まえて検討する必要があり、それを明確に示すべきと考えるため。

別添５

ＩＬＯ「家事労働者のためのディーセント・ワーク」に関する条約・勧告案についての意見

2010 年 11 月 11 日
日本労働組合総連合会

日本労働組合総連合会は、ＩＬＯ事務局より提示された条約・勧告案について、および右に対する日本政府意見について、以下の通り意見を提出します。

○　「家事労働者のためのディーセント・ワークに関する条約・勧告案」について

１．条約案「第 13 条第２項」について

家事労働者のディーセント・ワークを実現するため、労働安全衛生および母性に関するものも含めた社会保障による保護について、一般労働者と異なる二重基準を認めるべきではない。したがって、第２項「前項で言及した措置は段階的に適用することができる」については削除すべきである。

２．勧告案「第 21 パラグラフ」について

移民家事労働者が無償で帰還する権利が保障されるべきである。したがって「加盟国は、法令又はその他の方法により、採用の契機となった雇用契約の満了又は終了した時点において移民家事労働者に無償で帰還する権利が与えられるという条件を明示する<u>ことを検討すべきである</u>。」という記述については、「加盟国は、法令又はその他の方法により、採用の契機となった雇用契約の満了又は終了した時点において移民家事労働者に無償で帰還する権利が与えられるという条件を明示する。」と改めるべきである。

○　「家事労働のためのディーセント・ワークに関する条約・勧告案」についての日本政府意見について

１．個別の条項についての意見案

（1）条約案「第７条第１項」について

日本政府の意見案については反対である。

【理由】

「各加盟国は、・・（略）・・適切な措置を講じる」とあるが、「適切」の内容が各加盟国の判断に委ねられることになる。これでは、国際労働基準であるＩＬＯ条約の意味を成さなくなることが懸念される。

⑵ 条約案「第１６条第２項」⒜について

反対である。

【理由】

「確立する。」の後に続く、事務局原案の「関連する過去の違反に関する情報開示」という文言を削除しているが、家事労働者は、職業紹介事業所の過去の違反を認識し、その上でどのように改善したのかを知る権利がある。

⑶ 勧告案「第２２パラグラフ⑵」について

反対である。

【理由】

「自国の状況を踏まえつつ」の追加修正意見だが、「自国の状況」が認識されなければ、あるいは認識しようとしなければ、結果として何も対応しないことの口実になりかねない。国際労働基準であるＩＬＯ条約・勧告の意味を成さなくなることが懸念される。

２．「全体的意見案」について

「家事労働者のディーセント・ワークの達成が大変重要な課題と認識する」としながら、各加盟国に対し、「家事労働者の保護拡大の努力を促すものとすることが重要である」と、単なる努力を促すだけのものになっている。

また、「各国がそれぞれの実情に応じて取組を行えるよう、柔軟性を備えた規定とすることが適当」となっているが、「それぞれの実状に応じた取組、柔軟性」を主張することが、実状に応じて対応しないことの根拠となりかねない。

日本政府の意見は、新条約・勧告の全般にわたり、国際労働基準としての実効性を軽減させようとするものであり、賛成することはできない。

以　上

別添６

＜日本政府意見に対する日本使用者意見＞

１　全体的意見

日本政府の全体的意見の中で、とりわけ各国がそれぞれの実情に応じて取組みを行えるよう、柔軟性を備えた規定とすることが適当であるという考え方については賛成である。ただ、現行の条約案・勧告案は、強制力を持って実施させるには文言としては明確さに欠け、不十分なところが多く、さらに、既存のILO条約の条文や趣旨と一貫性を欠くところもあり、その結果、多くの国が批准並びに実行にあたって困難を伴うものとなっている。

したがって日本使用者としては、現行案がベースとなることを前提とすると、それぞれの国の実情に応じた取組みが行え、コンプライアンス上の問題が起こらないよう、第一次討議の結論である「勧告によって補足された条約」ではなく、第二次討議においては、現行条約案に修正を加えた「勧告」を採択すべきと考える。なお、勧告案の現行案文は、第一次討議において実質的な議論がなされることなく、事務局原案がそのまま残ったものも多い。それをどこまで、勧告案に組み入れていくべきか、第二次討議において、丁寧かつ慎重に議論されるべきである。

２　個別の条項についての意見

〈条約案について〉

(すべて勧告となることを前提としての意見である)

(1) 第１条(c)

事務局が提案している 「not on an occupational basis」を「not as a means of earning a living」に置き換えることについては、範囲が変わるので反対である。

(2) 第２条

通常のILO条約の用語通り「最も」代表的な(<u>the most</u> representative)という文言を挿入すべきである。なお、第17条も同様、「最も」代表的なという文言を挿入すべきである。

(3) 第３条

①第１項

この条項の背後にある考え方を否定するものではないが、具体的な使用者の義務については、その余の条項に委ねられている。したがって、ここからは削除し、原則やその精神を前文に記述することで足りる。

②第２項

この条項も、前項と同様、原則と精神を前文に記述することで足りるが、次の修正により、あいまいさを最小化できる。

Each Member shall take, in relation to domestic workers, the measures set out in this Convention to respect, promote and realize, ~~in good faith and in accordance with the ILO Constitution,~~ the fundamental principles and rights at work, namely:

(4) 第４条第２項

我が国においては労働基準法の「年少者」の基準を守っていればよいので、家事労働者についてのみ、契約に基づいた労働よりも「教育や職業訓練」を優先されるよう事業主に強制させることはできない。したがって、「妨げられることのないよう、各国の実状に応じて措置する」という文言に修正すべきである。

(5) 第５条

この条項についても、第３条第１、２項と同様、前文に記述すれば足りるものであるが、ここに残すのであれば、第３条第２項と同様の「as set out in this Convention」を入れ、なおかつ、家事労働者のみならず、「使用者並びに家庭の他の構成員の」プライバシーを保護する文言を追加すべきである。

(6)第７条第１項

各加盟国が主体となって、必要な措置をするという日本政府案に賛成である。しかし、すべての移民労働者が国境を越える前に雇用条件を記載した契約書を受領するという取扱いには無理がある。たとえば、インドネシアなどからの介護福祉士が日本での研修終了後、家族介護に従事する場合に本条項が適用されるときには問題が起きる。したがって、「適用可能な場合には」(if applicable)という文言を挿入すべきである。

(7)第８条

あらゆる形態の虐待や嫌がらせに対する保護を図る法制度を設けることは不可能である。したがって、「一般労働者と同等の」保護を図ればよい、とすべきである。

(8) 第 9 条第 1 項（a）

家庭内に居住するか否かについては、家事労働の必要性から交渉条項になりえない場合がある。それは、介護労働者やホテル支配人などそこに宿泊することが仕事をするにあたって欠かせないもので、交渉できないものと同様である。こうした点から、この項は削除すべきである。

(9) 第 10 条第 1 項と 3 項

家事労働の存在理由そのものは､家庭において 24 時間カバーすることにある。そのことは 24 時間労働を意味するわけではなく、必要とされるときに呼び出されて労働が提供されるものである。そうした仕事の性質上、とりわけ住みこみによる家事労働は、広い意味での「呼び出し労働、または待機労働」はよくある状態である。そうしたことからすると一般労働者のように、通常労働時間と時間外労働、呼び出し労働を厳密に分けて規定することは実施上の困難が伴う。したがって、これらの項目は削除し、時間外労働、呼び出し労働を含めた「包括的賃金・報酬」とすることが現実的な対応と考える。とくに、我が国では呼び出しの待機時間ついては労働時間と扱うか否かは実態判断によるとされており、機械的に労働時間とすることは問題がある。

(10) 第 12 条第 2 項

報酬の一部として現物支給をする場合、その「価値が公平かつ妥当なものとなる」ような措置を講ずるということは、理念としては理解するが、国内法令、労働協約等でそこまで規定し、実施させることは困難である。また、現物支給は、使用者から恩恵的に付与する場合もあるので、すべて家事労働者の同意が必要とまで規定するのは無理がある。したがって、この項は削除すべきである。

(11) 第 13 条

一般家庭において、通常の企業に求める安全衛生の基準を担保させることは実態上、不可能と言わざるを得ない。したがって、「可能である場合は」という文言を挿入すべきである。

(12) 第 14 条

裁判所やその他の紛争手続きは、利用にあたっての簡便性の度合いは国によって大きく異なる。したがって、「他の一般労働者と同等の」という文言を追加すべきである。

（13）第 15 条

この条項の背後にある考え方は理解するものの、同条による加盟国の義務については具体性に欠けるため、条文としてはなじまないので、削除することが適当である。

（14）第 16 条第 2 項

国内法令における取扱いを踏まえると、日本政府の提案におおむね賛成する。ただ我が国においても、(b)に規定されているような定期監督は実施されていないこと、(d)に反して、職業紹介事業所が利用者から報酬を得ることは限られた範囲では許されている。さらに、同項の規定は、181 号条約で規定されているものや同条約が策定された経緯からすると特異かつ一貫性がないので、削除すべきである。

〈勧告案について〉

すでに、1.の全体的意見で述べたように、現行勧告案の多くの条項は、第一次討議において、十分な議論がなされることなく、事務局案がそのまま認められたものが多い。勧告といえども実態に合った、実施可能な規定となるよう、丁寧な議論が行われるべきである。

（1）第 3 パラグラフ

我が国の労働安全衛生法においては、事業主による健康診断結果の作成保存義務、検診結果に基づく配置等への配慮義務が課されており、プライバシーの保護を前提とするものの労働者本人以外への情報提供が必要な場合がある。また、「検査に対するあらゆる差別を防止する」という文言は、「あらゆる」を削除し、「他の一般労働者と同等の」差別を防止することと改めるべきである。

（2）第 5 パラグラフ

〈第 2 項〉

(e)我が国においては、病気休暇及びその他の個人的理由による休暇は法律上の規定はなく、労使間の取り決めによりよって定められている。したがって、if applicable を挿入すべきである。

(f)時間外労働の報酬率

条約案第 10 条第 1 項で述べた理由から、この項は削除すべきである。

(g)現物支給及びその現金価値

条約案第 12 条第 2 項で述べた理由から、「及びその現金価値」は削除すべ

きである。
〈第 3 項〉
通常の ILO 用語の通り、「最も」代表的なを挿入すべきである。つぎの第 6 パラグラフ第 2 項でも同様である。

(3) 第 7 パラグラフ
条約案第 10 条第 1 項で述べた理由から、この規定は削除すべきである。

(4) 第 8 パラグラフ
家事労働者には深夜業が必要な場合があることや、そうした労働を含めた賃金・報酬となっている場合があること、さらに 171 号条約(夜業)の批准国が少ないということを鑑みれば、この規定は削除すべきである。

(5) 第 10 パラグラフ
「毎 7 日中」と固定することなく、「当事者間で合意した上で柔軟に休める」とする規定も追加すべきである。

(6) 第 11 パラグラフ
経済的補償が割増賃金に当たるものと考えられる場合は、我が国においては代休を与える必要はなく、法律で規定することには反対であるので、この項は削除すべきである。

(7) 第 13 パラグラフ
条約案第 12 条第 2 項で述べたように、この規定は削除すべきである。

(8) 第 14 パラグラフ第 2 項
「使用者の発意によって行われた場合には」を挿入すべきである。

(9) 第 16 パラグラフ(a)
我が国においては、「家具付き」である場合の方が稀である。この項から、「家具付き」は削除すべきである。

(10) 第 17 パラグラフ
原案では、重大でない不正行為であっても退去を求められないことになり、場合によって家族の安全・安心を脅かすことにもなりかねない。したがって、退去期間等については、「重大な不正行為以外の理由で」を削除し、「使用者

の発意によって行われた場合には」と「通常の労働者と同等の取り扱い」とするという文言を加えるべきである。

(11) 第 18 パラグラフ(a)と(b)

(a)「防止すること」を「最小化する」に置き換える。

(b)労働安全衛生に係る統計の収集・公表の項を削除し、第 22 パラグラフ第 2 項に含めて取り扱うべきである。

(12) 第 20 パラグラフ(a)(e)(f)

「加盟国は、追加措置を検討すべきである」とされている項目の中には、実施が相当難しいものがあるので、(a)(e)(f)は削除すべきである。

(13) 第 21 パラグラフ

移民家事労働者が無償で帰還できるか否かは、個別契約に委ねられるべきものであって、加盟国が関与して決めるものではなく、この規定は削除すべきある。

以　上

別添７

厚生労働省国際課御中

2011 年 5 月 11 日
日本労働組合総連合会

ILO 第 200 号勧告の国会報告に関する４月２１日付貴省連絡に対する意見

当勧告の国会報告においては、貴省より必要に応じてＩＬＯ活動推進議員連盟と連携する等の方法で、国会における説明会の開催を検討されるよう要望します。また、一般向けの広報活動を推進されるよう要望します。

以　上

別添８

第１３回ＩＬＯ懇談会議事要旨

１．開催日時：平成２１年１０月２日（金）１０：００～

２．場所：厚生労働省仮設第２会議室

３．出席者：（敬称略）

（１）労働者側

日本労働組合総連合会国際代表中嶋　滋

日本労働組合総連合会総合労働局長長谷川裕子

（長谷川氏が途中出席するまでの代理：

日本労働組合総連合会雇用法制対策局部長村上　陽子）

日本労働組合総連合会総合国際局長生澤　千裕

（２）使用者側

日本経団連国際協力センター参与鈴木　俊男

日本経済団体連合会国際協力本部主幹高澤　滝夫

（３）政府側

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）村木　太郎

厚生労働省大臣官房国際課長高倉　信行

厚生労働省大臣官房国際課国際企画室長麻田千穂子

４．議題

○報告案件

議題１　第３０６回理事会に向けたわが国の対応

１）政府からの報告

・第９８回 IL0 総会について

２）意見交換

○協議案件

議題２　２００９年　年次報告について

１）政府からの説明

２）意見交換

５．議事要旨

議題１：第３０６回理事会に向けたわが国の対応

村木大臣官房総括審議官（国際担当）からの挨拶、高倉国際課長からの出席者紹介に引き続き、政府側より資料１に基づき第９８回 ILO 総会の概要説明がなされた。

（グローバル・ジョブズ・パクトについて）

［労］

グローバル・ジョブズ・パクトが採択されたが、日本政府としてはこの文書を受けてどのような検討をしているのか、今の時点の動きについて教えてほしい。

［政］

グローバル・ジョブズ・パクトは各国が自国の状況を踏まえて取るべき政策オプションを示したものであるが、日本では雇用調整助成金等すでに対応しているものが多く、日本の施策はかなりグローバル・ジョブズ・パクトに対応したものだと考えている。日本政府としては、グローバル・ジョブズ・パクトと日本の政策の整合性を整理し、今後の対応を決めていきたい。

OECD 雇用労働大臣会合等において、経済雇用危機に対する各国の施策について議論がなされているが、全体的には日本政府が行っている雇用施策と同じ方向の施策を各国の政府当局も行っている。グローバル・ジョブズ・パクトはこうした各国の取組が反映された内容となっている。

［使］

グローバル・ジョブズ・パクトは政策のカタログであるが、戦略的に活用する方策を考えるべきである。

議題２：２００９年　年次報告について

政府側より、２００９年の日本政府年次報告案について資料２－１から２－１０を用いて説明がなされた後、意見交換が行われた。

［使］

各報告について、事実に反していないかどうか、という観点からチェックしている。事実に反していないと確認したので、それ以上の意見はない。

（２７号条約にかかるやりとり）

［労］

政府は「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインの取り組み状況等に関する実態調査」にて、安全上の問題は減っていると述べているが、重大事故は頻発している。

ガイドラインに基づく確実な取り組みが重要であり、この点ガイドラインに強制力がないのが問題である。また、世界の物流がコンテナ輸送に切り替わっている中、27 号条約が

実態に十分に対応しているとは言い難い。ＩＬＯは、早急にコンテナ輸送に対応した新条約作りに取り掛かるべきであると考える。

（８８号条約にかかるやりとり）

［労］

職業安定所の配置について、地域の労使に対するサービスの低下防止および雇用対策の効果的な実施という観点も、十分に踏まえるべきである。再編については労働政策審議会の承認事項とすべきである。

（１００号条約にかかるやりとり）

［労］

○　依然として男女賃金格差は大きい。政府も対策を行っているが、対応は小さくて遅い。男女間の賃金格差縮小には、男女雇用機会均等法に性別を理由とする賃金差別の禁止を加えることや、労働基準法の第3条（均等待遇）に「性別」を加える改正が必要と従前から考えている。

○　全てのパートタイム労働者を差別禁止の対象とするよう法の改正を求める。

○　政府は、性差別の有無の判断に関して、同一の「雇用管理区分」に属する男女を比較する方針をとっているが、これは異なる職務についても差別を禁止する「同一価値労働同一賃金原則」に馴染まず、指針から削除すべきである。

○　政府が強い意思を持って、職務の価値を測る客観的な職務分析手法に関する情報を収集・提供することを求める。

（１２２号条約にかかるやりとり）

［労］

特に連合意見の「２」で記載したとおり、雇用・労働政策決定における労使代表との協議を十分尊重すべきであり、労働者代表が参加していない経済財政諮問会議、規制改革会議等で決まった議論が雇用・労働政策の前提となっているのはゆゆしき問題。

（８７号条約にかかるやりとり）

［労］

政府の報告においては、消防職員の団結権の否定、公務員のスト権、公務員制度改革について、従来から繰り返し述べてきたことを再掲しているに過ぎない部分がほとんどである。政権交代後の動きも考慮しつつ、報告を求められた期間である２００７年６月から２００９年５月までに絞って、どのような動きがあったか書くべきである。

組合費をチェックオフすることを禁止した大阪の新たな条例については何も書いていないが、このことを入れるべき。

（９８号条約にかかるやりとり）

［労］

第６条の「公務員の地位」について、英語では「public servants engaged in the administration of the State」であり、「国の運営に携わる公務員の地位」とすべきであるが、日本政府は該当部分を単に「公務員の地位」と翻訳し、その理由について仏文を翻訳したと説明してきたところである。しかし、この点は 1978 年に採択された 151 号条約の前文にも関連記述があるとおり、ＩＬＯは英文が正しいという見解を表明しており、国の運営に携わる権限を持たない大部分の国家公務員や、地方公務員まで団体交渉権が制約されるとはされていないということである。公務員が一律に団体交渉権を与えられていない状況というのが、この条約の国内適用における一番の問題である。

（１４４号条約にかかるやりとり）

［使］

ＩＬＯ懇談会は１４４号に基づき設置されている。その趣旨は、ＩＬＯから何を受信しているか、また日本からＩＬＯへの発信がＩＬＯからの質問と整合性があるかをチェックすることであると理解している。

［労］

144 号条約の正式名は、「国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約」であり、未批准条約の批准、既批准条約の適用等に関して、政労使が効果的協議を行うことが規定されている。144 号条約に基づいて設置されているＩＬＯ懇談会はそういう場であり、国際労働基準の国内適用を促進するための実質的な三者協議を行う場である。

－了－

別添９

第１４回ＩＬＯ懇談会議事要旨

１．日時：平成２２年４月２７日（火）　１０：００～１２：００

２．場所：経済産業省別館８１７号会議室（８階）

３．出席者：（敬称略）

（１）労働者側

日本労働組合総連合会国際顧問中嶋　滋

日本労働組合総連合会総合労働局長新谷　信幸

日本労働組合総連合会総合国際局長生澤　千裕

（２）使用者側

日本経済団体連合会国際協力本部長横尾　賢一郎

日本経済団体連合会国際協力本部副本部長松井　博志

日本経済団体連合会国際協力本部主幹高澤　滝夫

（３）政府側

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）村木　太郎

厚生労働省大臣官房国際課長高倉　信行

厚生労働省大臣官房国際課国際企画室長麻田千穂子

４．議題

（１）第３０７回ＩＬＯ理事会の報告

（２）未批准条約について

・第１５３号条約について

・第１８３号条約について

（３）その他

５．議事要旨

（１）議題１　　第３０７回ＩＬＯ理事会の報告

村木総括審議官からの挨拶、高倉課長からの出席者紹介に引き続き、政府側より資料１に基づき今年３月に行われた第３０７回ＩＬＯ理事会の概要説明がなされた。

【発言概要】

（労働者側）

１）２０１１年の総会議題の選定について

総会議題は、通常総会の約２年前に確定するものであるが、本理事会で来年の総会議題が決定されず、６月の理事会で議論することとなった。事務局の準備が間に合うかどうか懸念を感じている。我々としても討議のための準備があり、早く決定することが必要である。

２）ミャンマー案件について

本件の審議は第２９号（強制労働）条約違反について行うものであるが、本理事会では結社の自由の欠如についても懸念が示されたことが注目される。今年予定の総選挙が非民主的な選挙となるのではないか懸念がある。

３）ＰＦＡ（計画財政管理委員会）について

ネットプレミアム（ドルの先物買いにより生じた差益）の取扱いに係る審議において、日本政府が果たした役割を評価する。日本政府は独自の観点から建設的な意見を主張し、最終的な決定は日本政府の意見を踏まえたものとなり、全体の同意を得ることができたと考えている。

一方、日本の分担金が来年から１５億円近く減少するが、それをいかに使うかが問われている。すべてを他の国内施策に使うのではなく、ＩＬＯの活動の促進、例えばマルチバイを含む任意拠出金の拡充に使われるべきである。

４）ＷＰ／ＧＢＣ（理事会及び総会の機能に係る作業部会）について

ＩＬＯは国連機関の中で唯一の三者構成機関であり、三者構成主義であるからこそ実効性ある効果的な対応が可能となる。三者構成主義の実体を損なうような簡素化や効率化があってはならない。

（使用者側）

１）２０１１年の総会議題の選定について

若年者雇用の問題は世界的に早急な対応が求められていることから、使用者側としては「若年者の起業家精神」を総会の議題としたいと考えている。

２）ＬＩＬＳ（法令問題及び国際労働基準委員会）について

ＩＬＯ条約の有権解釈機関の設置に関して、使用者側は、現在の条約勧告適用専門家委員会のあり方に関する疑問が問題意識の根本にあるものの、別の機関を設置することが望ましいとまでは必ずしも考えていない。

３）ＷＰ／ＧＢＣ（理事会及び総会の機能に係る作業部会）について

理事会会期は約３週間と長期にわたるため、議論すべきことを絞り、より効率的なものにできないかと考えている。例えば、同じようなテーマの議論を様々な委員会で行っている。委員会毎に役割が違うのかもしれないが、整理すればより効率的に議論が進むのではないか。

（政府側）

総会議題に関しては、早期に決まることが望ましいと考える。ネットプレミアムの取扱に関しては、最終的な決定は日本政府としても十分支持できるものであったのでコンセンサスに参加した。分担金が減る分をそのままとするのではなく、日本の貢献を維持したいという労働者側の

考えは、我々も共有している。理事会機能の改革に関しては、政府としても重複している部分の効率化を実施すべきという立場であるが、過度の効率化とならないよう配慮していきたい。

（２）議題２　未批准条約について

政府側より、資料２－１～２－２に基づき、第１５３号条約、第１８３号条約、第１０５号条約、第１１１号条約について説明がなされた後、意見交換が行われた。

１）１５３号条約について

（労働者側）

自動車運転者の労働時間がとても長い状況であり、この状況を改善するため、条約の批准に向けてぜひご協力いただきたい。国内法を整備して改善基準告示を罰則を持った法令とすることが重要である。

（使用者側）

告示の法制化については、運転者のみに違う規制をする仕組みがよいのかという疑問がある。

（政府側）

国内施策の推進とともに、リファレンスとしての条約の批准についても検討していきたい。国土交通省とも連携してやっていきたい。

２）１８３号条約について

（労働者側）

女性の労働権の保障として重要な条約。育児時間中の有給が難しいとのことだが、実際、3割以上の会社において有給となっている。育休中の所得保障のように、失業保険の中の給付もあるので、工夫できるのではないか。

（政府側）

日本は本条約を批准はしていないが、産前産後休業中の所得保障や、妊娠・出産したこと等に対する不利益取扱いの禁止等、法改正時のリファレンスとなっている。

（使用者側）

本条約の問題点は、第一に、ノーワーク・ノーペイの原則に反することである。条約は批准していないが、これまで多くの点に改善があった。我が国では育児時間や短時間労働の賃金扱いは労使の話合いに委ねられており、条約の定めるように賃金の支払いを義務化することは適当ではない。

第二に、条約が労働者に産休後の原職復帰の権利を認めているのであれば問題となる。条約を批准する場合には、均等法で事業主に原職復帰等の措置をとることを求めているところ、これを労働者の権利とする転換が必要となるのであれば、法的な課題も出てくる。スムーズな復帰のために、事業主が決める方が柔軟な対応が可能と考えている。

－了－

別添 10

第１５回 ILO 懇談会議事要旨

○日時

平成２２年９月７日（火）　１０：００～１２：００

○場所

厚生労働省専用第２１会議室（１７階）

○出席者

（１）労働者側

中嶋　滋　（日本労働組合総連合会国際顧問）

新谷　信幸　（日本労働組合総連合会総合労働局長）

生澤　千裕　（日本労働組合総連合会総合国際局長）

（２）使用者側

横尾　賢一郎　（日本経済団体連合会国際協力本部長）

松井　博志　（日本経済団体連合会国際協力本部副本部長）

高澤　滝夫　（日本経済団体連合会国際協力本部主幹）

（３）政府側

村木　太郎　（厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当））

麻田　千穂子　（厚生労働省大臣官房国際課長）

藤井　康弘　（厚生労働省大臣官房国際課国際企画室長）

○議題

○報告案件

議題１　第９９回 ILO 総会について

１）政府からの報告

２）意見交換

○協議案件

議題２　２０１０年　年次報告について

１）政府からの説明

２）意見交換

○議事

議題１：第９９回 ILO 総会について

村木大臣官房総括審議官（国際担当）からの挨拶、麻田国際課長からの出席者紹介に引き続き、政府側より資料１に基づき第９９回 ILO 総会の概要説明がなされた。

（ＨＩＶ／エイズと仕事の世界に関する勧告について）

［使］

本総会でＨＩＶ／エイズの勧告が採択されたが、日本政府は今後この勧告実施のために何かやることを想定しているのか。特に本勧告を国内で適用していく際には、本勧告では本人の同意無しにＨＩＶ検査を一切実施することが認められていないことに注意が必要である。

［労］

今後、勧告を国会へ提出する必要があるが、国会報告は問題提起型にしていただきたい。具体的には、なぜ討議されるに至ったか、どのような対応を政府はしたのか、最終的にどういう形になったのか、今後どういうことが求められるのか、を示していただきたい。

本勧告の適用に関しては、アジア・アフリカ等の日系企業がどのようにＨＩＶ／エイズの問題を受け止め、勧告を実施するかが問われるであろう。また、国内的には医療関係従事者等、職業的にＨＩＶの感染に直面する分野において、勧告で謳っている精神をどう活かすかが問われる。

［政］

本勧告の適用については、これから議論していく必要があり、国内関係省庁・部局に周知するとともに、日本国内の企業・組合にも仕事の世界におけるＨＩＶ／エイズについて国際標準ではこのような議論・問題意識があるということや勧告の意義を周知することが重要である。

国会報告の方法については、本勧告だけでなく今後採択されるあらゆる国際労働基準も念頭に置きつつ、検討する必要がある。

議題２：２０１０年　年次報告について

政府側より、２０１０年の日本政府年次報告案について資料２－１から資料２－１５を用いて説明がなされた後、意見交換が行われた。

（２９号条約にかかるやりとり）

［労］

「在留資格：興行」の発給が厳格化されたことに伴い、偽装結婚して入国する外国人労働者が増えている。ブローカーに多額の借金を負わされ、返済するために売春等をしている事案もある。こうした外国人労働者の保護を強化するために予算の増額、人員増をお願いしたい。送出国の取り締まりについても国際的な連携の中で強化を図っ

ていただきたい。

［政］

偽装結婚について、日本人の配偶者の資格で在留資格をとっている者の取り消しが少しずつ増えていることから垣間見えるように、政府としても強い問題意識をもっている。特に入国管理局や警察と連携をして、この対策にしっかり取り組みたい。

（８１号条約にかかるやりとり）

［労］

　監督署の整理統廃合が進められるということに対して、懸念を表明したい。また、公務員の採用削減計画が政府から出されているが、監督行政の低下とならないようにしてほしい。

女性監督官の採用比率が低い。労働人口で女性の比率が増しているが、女性の労働条件の実態をみると、男性よりも厳しいので、同性の監督官が監督行政に携わる意味は大きい。

［政］

政府としても国民の安心安全を守るという役割の労働行政は大事と思っている。定年退職者等の再任用の制度等の仕組みをフル活用して、監督行政が滞りなく行われるようにしていきたい。

女性監督官については、若い世代で女性の比率が増えている。魅力ある職場であることをアピールする広報活動をして、志望していただく方を増やすことが重要である。

（８８号条約にかかるやりとり）

［労］

　現在、国と地方の出先機関改革について、地域主権戦略会議の中で論議が進められており、ハローワークを地方に移管すべしという意見がまとめられつつある。ハローワークについては、労働安定行政の中核的機関と捉えており、国がユニバーサルサービスとして全国ネットワークを維持すべきである。

　万が一、体制の見直しをするとなった際には、三者構成主義に基づいて、しっかりと方針を決めるべきと考えている。

［政］

８月末の厚生労働省内「事業仕分け」で、ハローワークの地方分権化について、全国ネットワークが大切であるということと、雇用保険給付について、全国斉一性が担保される必要があるということで、ユニバーサルネットワークは維持したい、ということを指摘した。これから政府全体の議論となっていくが、今後とも、節目節目で労政審で議論を行っていく。

（１１９号条約にかかるやりとり）

［労］

ガイドラインにおいて、製造メーカーからユーザー側に、また機械の転売の際に売主から買主に、機械の残留リスク情報について表示をするとされているが、必ずしも十分に対応されていないので、法規制に格上げすべきと考えている。

また、リスクアセスメントの実施状況が特に中小企業において非常に低調であることに懸念を表明する。

［政］

メーカー（作る側）からユーザー（使う側）への残留リスク情報の提供のあり方等について、今年７月末に報告書がまとまった。これを踏まえ、危険情報の提供のあり方について今後労政審で労使の意見をいただきたいと考えている。

中小企業の実施率が低いとご指摘のリスクアセスメントについては、団体指導を含め努力をしていきたい。

（１２０号条約にかかるやりとり）

［労］

中小企業の商業・小売業において、安全衛生委員会の設置状況が低調であるということから、５０人以上規模で設置という法規制を３０人に引き下げて設置をすべき。

［政］

衛生委員会の設置義務がない事業場であっても、使用者が関係労働者の意見を聴くことは労働安全衛生規則で定められている。ただ、事業場の規模が大きくなると、労働者の意見聴取が困難になるということで、衛生委員会という仕組みがある。まず、中小企業を含めて、労働者の意見をしっかりと聴取するように指導を徹底したい。

（１５９号条約にかかるやりとり）

［労］

現在、内閣府の中に障がい者制度改革推進会議が設置されており、労側もこれに参加しているので、動きを着実に注視していきたい。

（１６２号条約にかかるやりとり）

［労］

石綿で最近課題となっているのは、古い建物の解体現場のがれきの中に石綿が混入し、二次的な健康被害をもたらす恐れがあるということ。これについて、監視体制の強化をお願いしたい。

安衛法改正以前の、石綿を扱っていた工場に隣接していた事業場と、出入りをしていた業者等の対策がとられていないので、適切な対応を求めていきたい。

［政］

この問題は、厚生労働省、環境省、国土交通省の三省がきちんと連携をして、実行ある対策を打っていくか、ということが重要であると考えている。今般の問題も踏まえて、三省で連名の通知発出の準備をしている。石綿を扱っていた工場に隣接した事業場と出入りをしていた業者等の対策については、当該業務が原因で石綿関連疾患に罹患したと認められる場合には、原則として労災保険給付の対象となり、それでもカバーできない場合は、「石綿による健康被害の救済に関する法律」による救済の対象方と同様の対応となるところである。

（１８１号条約にかかるやりとり）

［労］

派遣については、常用型といわれる特定派遣事業場でも派遣切り、雇止めという問題が広がっているので、全て届出制ではなく許可制にした方が良い。

［使］

法違反に対する指導をやっていただくのは結構だが、やや行き過ぎているところがあるのではないかという懸念がある。具体的には、専門26業務に関する範囲が現場での運用レベルで、狭く解釈されるという危惧がある。その結果として、派遣先における派遣労働者の業務遂行や、職場との一体感、キャリア形成についても阻害することになりかねない状況なので、企業現場の実態を踏まえることにより、無用の混乱を生ずることがないようにすべきである。

［政］

特定労働者派遣事業は、常用のみであり比較的雇用の安定性が高いので、入り口規制は届出制となっているが、事業を開始した後の指導監督の仕組みは届出制でも許可制でも同じ法の適用がある。

現場レベルで使用している専門26業務の疑義応答集は、現状を踏まえて整理をしており、決して解釈を変えるものではなく、派遣事業主にも資するものである。

以上

別添 11

第１６回ＩＬＯ懇談会議事要旨

１．日時：平成２３年４月２７日（水）　１０：００～１２：００

２．場所：厚生労働省専用第１７会議室（１６階）

３．出席者：（敬称略）

（１）労働者側

日本労働組合総連合会国際顧問	桜田　高明
日本労働組合総連合会総合労働局長	新谷　信幸
日本労働組合総連合会総合国際局長	生澤　千裕

（２）使用者側

日本経済団体連合会国際協力本部長	横尾　賢一郎
日本経済団体連合会国際協力本部副本部長	松井　博志
日本経済団体連合会国際協力本部主幹	高澤　滝夫

（３）政府側

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）	村木　太郎
厚生労働省大臣官房国際課長	麻田　千穂子
厚生労働省大臣官房国際課国際企画室長	藤井　康弘

４．議題

（１）第３１０回ＩＬＯ理事会について

（２）未批准条約について

・第１４８号条約について

・第１４９号条約について

（３）その他

５．議事要旨

（１）議題１　第３１０回ＩＬＯ理事会の報告

村木総括審議官からの挨拶、麻田課長からの出席者紹介に引き続き、政府側より資料 1 に基づき第３１０回ＩＬＯ理事会の概要説明がなされた。

〇ＩＳＯ規格について

（使用者側）
　ＩＬＯが昨年１１月の理事会で、ＩＳＯがヒューマンリソースマネジメントの規格を新たに策定することに対して、反対の意思表示をしたにも関わらず、今年１月の投票ではＩＳＯはＩＬＯに自らの行動を伝えることなく投票を行った。このままＩＬＯがＩＳＯに引きずられてしまう形で、規格の策定に協力していくのではないかと非常に懸念している。

（労働者側）
　ＩＳＯの件について労働側でも様々な意見があったが、連合としても使用者側と同じく懸念を抱いており、特にヨーロッパを中心に懸念の声が挙がっている。

（政府側）
　今年３月の理事会において、労務管理の規格は政労使三者構成で策定するべきで、ＩＳＯの行為は遺憾であるとともに、今後ＩＳＯからの対話・協力については、三者構成を体現するＩＬＯがしっかりと規格の内容の議論に関与していく必要があると発言した。

（２）議題２　未批准条約について

政府側より、資料２－１～２－２に基づき、第１４８号条約、１４９号条約について説明がなされた後、意見交換が行われた。

〇１４８号条約について
（労働者側）
安全衛生は、労働者が働く上で、生命と健康に関わる重要な労働条件の一つである。ＩＬＯ第１４８号条約は第１５５号条約と並んで安全衛生に関する基本的な条約と認識しており、連合が優先的に批准を進めるべき条約と位置付けている。批准の障害について政府において精査をお願いしたい。

（使用者側）
第１４８号条約については様々な疑義もあり、俄に批准をすることには賛成できないが、議論をしていくに当たって批准の障害についての精査は必要である。

〇第１４９号条約について
（労働者側）
夜勤の多さなど看護職員の労働条件・労働環境は大変厳しく、職員確保対策よりも、その改善が重要。看護職員に対しても、自動車運転者の改善基準告示のようなものを検討していくべき。

（使用者側）
看護職員の中でも働き方は様々であり、一律に夜勤の回数を制限するというのは慎重に考えるべき。

（政府側）
看護職員の処遇の中で一番の問題は労働時間であると認識している。特に病院勤務では、交替制が離職の原因の一つとなっており、その改善策が必要であると考えている。規制の在り方について、労働時間の長さというよりも、一勤務と一勤務との間をどれだけ空けるかというインターバルの在り方の議論も出てきている。

以上

別添 12

第 6 回 ILO 海事協議会の概要について

平成２１年８月６日
＜問い合わせ先＞
国土交通省海事局総務課国際企画調整室
鈴木　内線）45-622　直通）5253-8656

１．日　時

８月６日（木）　１０：３０～１１：３０

２．場　所

中央合同庁舎３号館 10 階 海事局第６会議室

３．出席者

労働者代表
全日本海員組合国際局長（代理）、同国内局国内部長（代理）、同水産局水産部長、同中央執行委員会企画室長代行

使用者代表
社団法人日本船主協会常務理事、日本内航海運組合総連合会広報室担当部長、社団法人大日本水産会漁政部部長（代理）、社団法人日本旅客船協会労海務部長

国土交通省
海事局運航労務課長、大臣官房参事官（海事）、海事局海事人材政策課雇用対策室長、同総務課国際企画調整室長

水産庁
漁政部企画課課長補佐

４．会議の概要

○「2009 年 ILO 年次報告」について事務局より年次報告案を説明し、同案については原案どおり了承され、労使から特段の意見は提出されませんでした。
○ＩＬＯ関連条約について意見交換を行い、労働者代表から、ＩＬＯ漁業労働条約につ

いて、所管省庁が多岐にわたるので条約批准の検討上の齟齬が生じないよう要請がありました。

別添13

第7回ILO海事協議会の概要について

平成２２年８月６日

＜問い合わせ先＞

国土交通省海事局総務課国際企画調整室

鈴木　内線）45-622　直通）5253-8656

１．日　時

８月５日（木）　１５：００～１５：５０

２．場　所

中央合同庁舎３号館10階 海事局第６会議室

３．出席者

労働者代表

全日本海員組合国際・国内政策局長（代理）、同国内局国内部長、同水産局水産部長（代理）、同国際・国内政策局総合政策部長

使用者代表

社団法人日本船主協会常務理事（代理）、日本内航海運組合総連合会調査企画部担当部長、社団法人大日本水産会漁政部部長、社団法人日本旅客船協会労海務部長

国土交通省

大臣官房参事官（海事）、海事局海事人材政策課雇用対策室長、同総務課国際企画調整室長、同運航労務課課長補佐

水産庁

漁政部企画課漁業労働班長

４．会議の概要

○「2010年ILO年次報告」について事務局から年次報告内容を説明し、労働者代表から、第162号条約及び第187号条約に係る報告の記載について、海上及び陸上労働全体に係る報告の記載内容等を確認のうえ、必要な場合は修正を行ってほしい旨要請がありました。

○海事労働条約について、労働者代表から、批准に係る行政側の努力に敬意を表するとともに、同条約批准後の年次報告の方式等については行政として十分に研究してほしい旨要望がありました。